

福井県丹南広域組合職員定数条例

平成2年10月1日 条例第7号
改正 平成7年4月1日 条例第1号
改正 平成10年10月5日 条例第1号

(定義)

第1条 この条例で職員とは、組合に常時勤務する一般職の職員(臨時の職の者を除く。)をいう。

(定数)

第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。

管理者の事務部局の職員 23人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年条例第1号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第1号)

この条例は、平成10年10月5日から施行する。